

第V部 主要な労働安全衛生対策

ここでは、労働安全衛生法に基づく監督のほか、労働安全衛生局が具体的にどのような安全衛生対策を実行しているか、また、現在、関心が高い労働安全衛生マネジメントの状況について紹介するために、三つの例（①The Hazard Communication Standard (HCS)（危険有害因子伝達基準、②若年労働者のための（労働災害防止）キャンペーンの展開、③労働安全衛生マネジメントシステム）に対する取組みを紹介します。

1 The Hazard Communication Standard (HCS)（危険有害因子伝達基準）について

[資料出所]: [Hazard Communication - Overview | Occupational Safety and Health Administration \(osha.gov\)](https://www.osha.gov/hazcom) <https://www.osha.gov/hazcom>
(最終閲覧日：2021年8月31日)

危険有害な化学物質へのばく露は、アメリカ合衆国の労働者にとって最も深刻な脅威の一つとなっているとの基本的考え方から、化学物質については、Hazard Communication Standard (HCS) (29 CFR Parts 1910, 1915, and 1926)が定められています。このStandardは、2012年3月26日に改正されて、従来採用されていたアメリカ合衆国の独自の危険有害性分類の方法及び表示（ラベリング）については、国連のGHS（化学物質の危険有害性に関する分類とラベルに関する世界的調和システム）と整合性のあるものに改正され、2012年5月25日からこの改正は施行され、化学物質の製造者、輸入者及び頒布者は、2012年6月までにこの改正された基準（GHSに準拠した分類及び表示（ラベリング））にしなければならないこととされました。

今回の改正の目的は、化学物質の分類及び危険有害性の情報については、GHSに準拠させることで、化学物質の危険有害性に関する分類及び危険有害な情報が、共通で、首尾一貫したものとなるようにして、労働者が、危険有害な化学物質について容易に必要な情報を理解して、安全な取扱いを可能にすることです。

2 若年労働者のための（労働災害防止）キャンペーンの展開

労働安全衛生局は、労働者のための特別のウェブサイト（<https://www.osha.gov/youngworkers/>）を立ち上げて、キャンペーンを展開しています。また、若年労働者に対して、“You Have Rights at Work”（職場でのあなたの権利）、“Your Employer Has Responsibilities”（使用者の責任）及び“Ways to Stay Safe on the Job”（仕事で安全に過ごす方法）について、説明しています。以下にはこれらのうち、“Safe Work for Young Workers”：若手労働者のための安全な仕事、“You Have Rights at Work”：職場での権利について紹介します。(最終閲覧日：2021年8月31日)

英語原文	日本語仮訳
------	-------

<p>Safe Work for Young Workers</p> <p>Safe work is rewarding work. Your employer has the responsibility to provide a safe workplace. Employers must follow all OSHA safety and health standards to prevent you from being injured or becoming ill on the job. If you are under age 18, there may be limits on the hours you work, the jobs you do and the equipment you use. Learn about the federal and state wage and hour child labor laws that apply to you.</p>	<p>若手労働者のための安全な仕事</p> <p>安全な仕事は、やりがいのある仕事です。あなたの使用者は、安全な職場を提供する責任があります。使用者は、あなたが仕事に怪我をしたり病気になったりすることを防ぐために、OSHA の安全衛生基準にすべて従わなければなりません。あなたが 18 歳未満の場合には、労働時間、仕事内容及び使用する機器に制限がある場合があります。あなたに適用される連邦及び州の賃金及び労働時間の児童労働法をご覧ください。</p>
---	---

<p>You Have Rights at Work</p> <p>You have the right to:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Work in a safe place. • Receive safety and health training in a language that you understand. • Ask questions if you don't understand instructions or if something seems unsafe. • Use and be trained on required safety gear, such as hard hats, goggles and ear plugs. • Exercise your workplace safety rights without retaliation or discrimination. • File a confidential complaint with OSHA if you believe there is a serious hazard or that your employer is not following OSHA standards. 	<p>職場での権利</p> <p>あなたには、以下の権利があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 安全な場所で働くこと。 • 理解できる言語で安全及び健康に関する訓練を受けること。 • 指示を理解できない場合、又は何か危険なことがある場合には、質問をすること。 • 保護帽、ゴーグル及び耳栓のような必要な安全装備を使用し、その訓練を受けること。 • 報復又は差別を受けることなく、職場の安全に関する権利を行使すること。 • 重大な危険があると思われる場合又は使用者が OSHA の基準に従っていないと思われる場合は、OSHA に秘密裏に苦情を申し立てること。
--	---

さらに、そのサイトでは、「本当にあった話」、「危険有害要因」、「参考資料」等について、クリックすれば関連するウェブサイトに接続できるようになっています。

3 労働安全衛生マネジメントシステムについて（最終閲覧日：2021年8月31日）

労働安全衛生マネジメントシステムの策定に至る経緯を振り返ると、国際標準化機構（International Organization for Standardization、略称 ISO）は、1987年に品質管理規格としての ISO9000 シリーズ、1996年に環境管理規格としての ISO14000 シリーズを、それぞれ、制定しました。これらは、いずれも関連するイギリス規格（British Standards）が基になったものです。また、1996年5月に、労働保健安全に関するイギリス規格として、BS8800：Guide to occupational health and safety management systems が発行されました。これらの分野で国際標準化あるいはイギリス規格の制定が行われたことは、その後における労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の国際標準化のきっかけとなったものです。ISO は、前述したように、1987年に ISO9000 シリーズ（品質管理規格）を制定（1994年、2000年に改正）し、また、1996年に ISO14000 シリーズ（環境管理規格）を制定しました。

その後、ISO は、自ら OSHMS の作成に取り組むべく、そのための技術委員会設置の可否に関し、ISO 加盟国に諮ったのですが、投票の結果、主として、既に ILO（国際労働機関）が OSHMS ガイドラインの策定に取り組んでいたことから、国際的なダブルスタンダード化を避けることが理由となって、否決され、ISO は、当面、OSHMS の国際規格化を断念することになりました。

結果的には、以前から OSHMS の作成に取り組んでいた ILO が、2001年6月に理事会決定により、OSHMS に関するガイドライン（“Guidelines on occupational safety and health management systems ILO－OSH2001”）を制定しました。

その後、2013年に、ISO では、労働安全衛生マネジメントシステム（以下 OSHMS）の ISO 規格化が加盟国により承認され、以後その開発作業（ISO45001（OHSMS））が行われ、その後かなり長い経過がありましたが、ISO は、2018年3月に ISO45001（労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格）を制定し、公表しました。

一方、アメリカ規格協会（American National Standardization Institute；以下単に「ANSI」という。）は、このような国際的な動きに留意しながらも、1999年に、OHSS(Occupational Health and Safety Systems)のアメリカ合衆国国内規格を策定するための正式委員会 ZD-10 を、全米産業衛生協会（American Industrial Hygiene Association：略称 AIHA）を事務局として発足させました。この Z-10 委員会は、2001年2月7日及び8日に、第1回会合を開催し、構成メンバーとしては、労働安全衛生局（OSHA：Occupational Safety and Health Administration）、労働界（AFL-CIO：The American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations）、使用者（アメリカ製造業協会：NAM；National Association of Manufacturers）、全米安全評議会（NSC：National Safety Council）等の専門団体も加わって、以後熱心に検討が進められて、最終案を2005年5月に取りまとめ、これを基に2005年7月25日に“American National Standard－Occupational Health and Safety Management Systems”を承認しました。その後、ANSI、AIHA 及び The American Society of Safety Engineers [ASSE]（アメリカ安全工学協会）は、ANSI の標準的な要求に基づく5年毎の見直しを行って、2012年にこの2005年の規格を“ANSI/AIHA Z10-2012、Occupational Health and Safety Management Systems”として公表しました。その後この規格の事務局は、ASSE に移管され、また、ASSE はその名称が ASSP（The American Society of Safety Engineers [ASSE]）に変更されたので、この規格は、その後「ANSI/ASSP Z10-2012 (R2017)」と、また、現在では「ANSI/ASSP Z10.0-2019 - Occupational Health and Safety Management Systems」と呼称されています。

この「ANSI/ASSP Z10-2012 (R2017)」の目次の「英語原文ー日本語仮訳」を次に掲げました。

なお、ISO は、2018 年 3 月に ISO45001 を公表しましたが、この公表に際しては、ANSI はその旨をそのホームページのウェブサイトで報じたものの、この ISO45001 をアメリカ合衆国国内規格として取り込むための作業に着手するような意思は示されておらず、[上述した「ANSI/ASSP Z10-2012 \(R2017\)」は、\(ANSI/ASSP Z10.0-2019 - Occupational Health and Safety Management Systems : <https://webstore.ansi.org/Standards/ASSE/ANSIASSPZ102019> \)](#)として現在でも有効のようです（最終閲覧日：2021 年 8 月 31 日）。この ANSI/ASSP Z10.0-2019 - Occupational Health and Safety Management Systems は、有料で購入しないとその内容を見ることができません。そこで、2012 年当時公表されていた「ANSI/ASSP Z10-2012 (R2017)」の目次のみを参考資料として次のとおり掲載することにしました。

「ANSI/ASSP Z10-2012 (R2017)」の目次の「英語原文ー日本語仮訳」

（資料出所：“ANSI / AIHA / ASSE, Z10-2012, An Overview of the Occupational Health & Safety Management Systems Standard ” By Fred A. Manuele (この論文は、現在でも The American Society of Safety Professionals のウェブサイト：https://aeasseincludes.assp.org/professionalsafety/pastissues/059/04/F3_Manuele_0414.pdf からダウンロードできます。最終閲覧日：2021 年 8 月 31 日) には著作権の保護に関する特別の表示がないので、その資料出所を明らかにしつつ、目次のみを抜粋して日本語仮訳を作成しました。)

Z10-2012 Table of Contents	Z10-2012 目次
Foreword	序文
1.0 Scope, Purpose & Application	1.0 適用範囲、目的及び適用
1.1 Scope	1.1 適用範囲
1.2 Purpose	1.2 目的
1.3 Application	1.3 適用
2.0 Definitions	2.0 定義
3.0 Management Leadership & Employee Participation	3.0 経営陣のリーダーシップ及び被雇用者の参加
3.1 Management Leadership	3.1 経営陣のリーダーシップ
3.1.1 Occupational Health and Safety Management System	3.1.1 労働安全衛生管理システム
3.1.2 Policy	3.1.2 政策
3.1.3 Responsibility and Authority	3.1.3 責任及び権限
3.2 Employee Participation	3.2 被雇用者の参加

4.0 Planning	4.0 計画
4.1 Initial and Ongoing Reviews	4.1 初期及び進行中の再評価
4.2 Assessment and Prioritization	4.2 評価及び優先順位付け
4.3 Objectives	4.3 目的
4.4 Implementation Plans and Allocation of Resources	4.4 実計画及び資源の割り当て
5.0 Implementation & Operation	5.0 実施及び運用
5.1 OHSMS Operational Elements	5.1 OHSMS の運用要素
5.1.1 Risk Assessment	5.1.1 リスク評価
5.1.2 Hierarchy of Controls	5.1.2 管理の階層
5.1.3 Design Review and Management of Change	5.1.3 設計の再評価及び変更の管理
5.1.4 Procurement	5.1.4 調達
5.1.5 Contractors	5.1.5 請負業者
5.1.6 Emergency Preparedness	5.1.6 緊急時の準備
5.2 Education, Training, Awareness and Competence	5.2 教育、訓練、認識及び能力
5.3 Communication	5.3 意思疎通
5.4 Document and Record Control Process	5.4 文書及び記録管理プロセス
6.0 Evaluation & Corrective Action	6.0 評価及び是正措置
6.1 Monitoring, Measurement and Assessment	6.1 監視、測定及び評価
6.2 Incident Investigation	6.2 事象の調査
6.3 Audits	6.3 監査
6.4 Corrective and Preventive Actions	6.4 是正措置及び予防措置
6.5 Feedback to the Planning Process	6.5 計画プロセスへのフィードバック
7.0 Management Review	7.0 管理の見直し
7.1 Management Review Process	7.1 管理の見直しのプロセス
7.2 Management Review Outcomes and Follow Up	7.2 管理の見直し、その結果及びフォローアップ

Appendixes

- A) Policy Statements (Section 3.1.2)
- B) Roles and Responsibilities (Section 3.1.3)
- C) Encouraging Employee Participation (Section 3.2)
- D) Planning-Identification, Assessment and Prioritization (Section 4.0)
- E) Objectives/Implementation Plans (Section 4.3 and 4.4)
- F) Risk Assessment (Section 4.1 and 5.1.1)
- G) Hierarchy of Control (Section 5.1.2)
- H) Management of Change (Section 5.1.3)
- I) Procurement (Section 5.1.4)
- J) Contractor Safety and Health (Section 5.1.5)
- K) Incident Investigation Guidelines (Section 6.2)
- L) Audit (Section 6.3)
- M) Management Review Process (Section 7.1 and 7.2)
- N) Management System Standard Comparison (Introduction)
- O) Bibliography and References

New appendixes in the 2012 version are: F) Risk Assessment; I) Procurement; J) Contractor Safety and Health; M) Management of Change; N) Management System Standard Comparison. While the appendixes are not part of the standard, they can be helpful to those with implementation responsibility.

付録

- A) 政策の声明 (セクション 3.1.2)
- B) 役割及び責任 (セクション 3.1.3)
- C) 被雇用者の参加の奨励 (セクション 3.2)
- D) 計画-識別、評価、優先順位付け (セクション 4.0)
- E) 目的/実施計画 (セクション 4.3 及び 4.4)
- F) リスク評価 (セクション 4.1 及び 5.1.1)
- G) 管理の階層 (セクション 5.1.2)
- H) 変更の管理 (セクション 5.1.3)
- I) 調達 (セクション 5.1.4)
- J) 請負業者の安全及び健康 (セクション 5.1.5)
- K) 事象調査のガイドライン (セクション 6.2)
- L) 監査 (セクション 6.3)
- M) 管理の見直しプロセス (セクション 7.1 及び 7.2)
- N) 管理システム標準の比較 (はじめに)
- O) 参考資料

2012 バージョンの新しい付録は次のとおりです。

- F) リスク評価
- I) 調達
- J) 請負業者の安全及び健康
- M) 管理の見直しプロセス
- N) 管理システム標準の比較

(資料作成者注：これらの付録は標準の一部ではなく、これらは、実施責任者の
とって助けとなるものです。)